

令和4年度 第1回 子ども・子育て会議 次第

令和4年5月24日（火） 午後1時15分～
高森町福祉センター2階 大ホール

1. 開 会
2. 町長あいさつ
3. 自己紹介
4. 協議・報告事項
 - (1) 保育園整備の検討経過について
 - (2) 今後の保育園整備計画について
 - (3) その他
5. 閉 会

高森町子ども・子育て会議 委員名簿 (令和4年5月現在)

	団体役職		氏 名	備 考
1	教育委員（教育長職務代理）		湯澤 正農夫	
2	区長会副会長（上市田区長）		北原 幹久	
3	主任児童委員		倉沢 千穂子	
4	主任児童委員		平澤 三穂子	
5	商工会副会長		中塚 功二	
6	3校校長会（高森南小学校長）		塚越 智英	R4. 04. 01～
7	飯田女子短期大学教授		宮下 幸子	
8	保育所保護者会連合会会長		竹内 一弘	R4. 04. 01～
9	南小学校PTA会長		伊藤 温志	R4. 04. 01～
10	北小学校PTA会長		大野 拓海	R4. 04. 01～
11	中学校PTA会長		逆井 博志	R4. 04. 01～
12	子育て中の保護者代表	(牛牧)	加藤 明美	
13	子育て中の保護者代表	(山吹)	竹花 沙織	
14	子育て中の保護者代表	(下市田)	杉田 美沙子	
15	子育て中の保護者代表	(吉田)	吉成 美帆	
16	議会総務民生委員長		木下 啓爾	

高森町子ども・子育て会議 関係所属者名簿

17	教育長		帯刀 昇	
18	認定こども園ばどま園長		宮原 祐敬	
19	特別支援教育専門員		中塚 賢一	
20	家庭・子育て相談員		中塚 経子	
21	教育相談専門員		田口 広幸	
22	公民館長		高野 正延	
23	健康福祉課長		本島 憲	
24	健康福祉課保健師		桐生 恵利	
25	教育委員会事務局長		福島 直美	
26	教育委員会事務局長補佐兼学校教育係長		清水 衆	
27	教育委員会事務局長補佐兼社会教育係長		久保田 裕生	
28	こども家庭総合支援室		前田 奈美	
29	町立保育園 総副園長		原 潤子	
30	教育委員会事務局こども支援係長	事務局	松島 茂男	
31	教育委員会事務局こども支援係	事務局	林 千春	

○高森町子ども・子育て会議条例

平成27年3月24日条例第5号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、高森町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 教育、保育等の関係者
- (3) 地域活動の関係者
- (4) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、子ども・子育て会議が町長の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(高森町保育所運営審議会条例の廃止)

2 高森町保育所運営審議会条例（昭和45年条例第14号）は、廃止する。

○子ども・子育て支援法

制定：平成24年8月22日号外法律第65号

最終改正：平成30年6月27日号外法律第66号

（市町村等における合議制の機関）

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
- 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

（特定教育・保育施設の確認）

第三十一条 （略）

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（特定地域型保育事業者の確認）

第四十三条 （略）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 （略）

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

保育園検討の経過について

平成 22～23 年度 「高森町保育所あり方検討委員会」での検討 ～吉田河原保育園の民営化に係る検討～

高森町では、平成 22 年に「高森町行財政改革大綱」において、行政組織の見直しのひとつとして保育園の統廃合等が掲げられ、少子化や園舎の老朽化、また国の補助制度のあり方、保護者の保育ニーズ等、保育園をとりまく様々な課題や現状を踏まえて、今後の保育所のあり方について委員会を立ち上げ、検討していくことを示された。

その大綱に基づき、より良い保育環境の充実を目指し、これからの保育所の運営体制や施設整備等に関する事項について検討していく会として平成 22 年 8 月に「高森町保育所あり方検討委員会」が設置された。

計 7 回の会議を経て、吉田河原保育園の今後の方向性として民営化が望ましいとされ、それに伴い吉田河原保育園は、平成 25 年度から指定管理から民営となった。

平成 28～30 年度 「子ども・子育て会議」での検討 ～保育園のあり方や整備等に係る検討～

平成 28 年度から、今後の保育園のあり方について運営状況、建物、出生数の推移などから検討を進める。近隣市町村の状況、視察なども実施。その中で、園舎の老朽化、未満児需要の増による施設整備などが課題とされた。平成 29 年度には、吉田保育園とみつば保育園の建替えの方向性を確認した。

平成 30 年度からは、子どもの数の推移を確認したうえで、町内の保育園数は 4 園が適正かという検討を始めた。平成 29 年度までに、町立保育園舎の改築（新築または大規模改修）は必要であり、計画的に整備を進める。また、吉田保育園とみつば保育園は早急な建て替えが必要という方向性が出た中で、吉田河原保育園からも老朽化による園舎建て替えの意向とそ
の際には吉田地域全体の保育園として中段への建設も考えている旨示された。

平成 31 年 2 月の子ども子育て会議において、吉田保育園、みつば保育園の建替え、5 園から 4 園にする方向性は確認された。

平成 31 年度～

平成 31 年 4 月に正式に白百合福祉会から、中段へ吉田地域全体を包括した保育園建設の要望を受け、吉田区とも協議を進め、7 月に町として吉田地域全体を包括した保育園を担っていただくことを決定し、みつば保育園を建替えることで進めることとした。

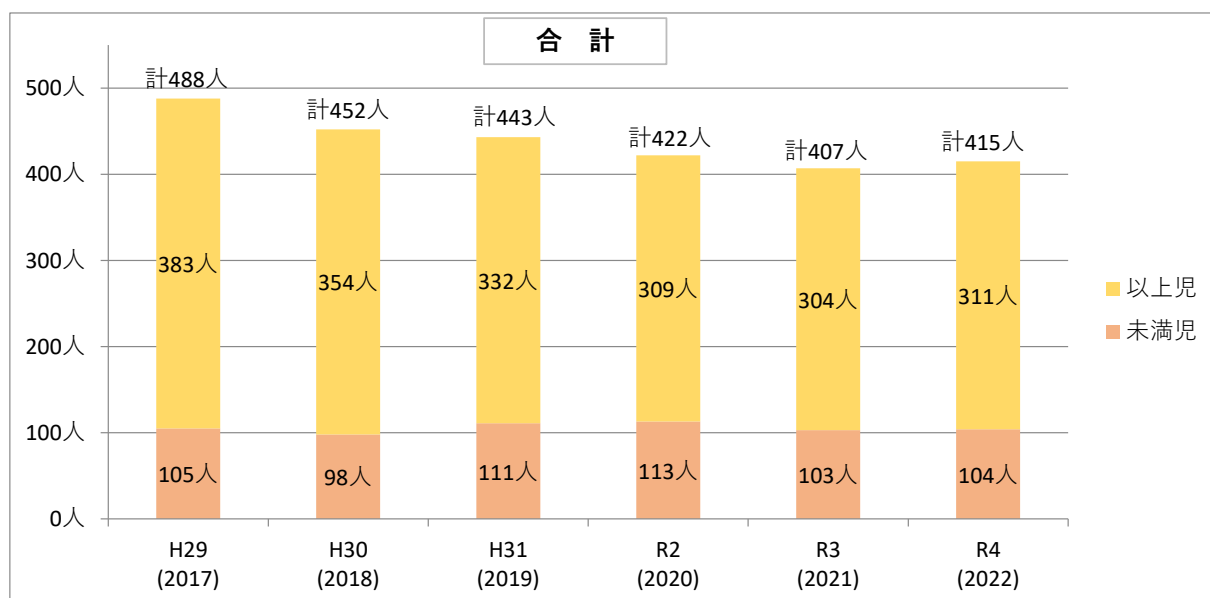
令和 4 年 4 月 認定こども園ぱどま開園 白百合福祉会

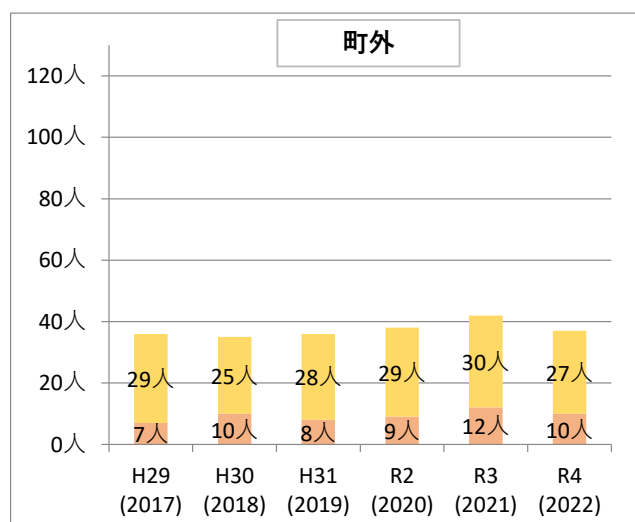
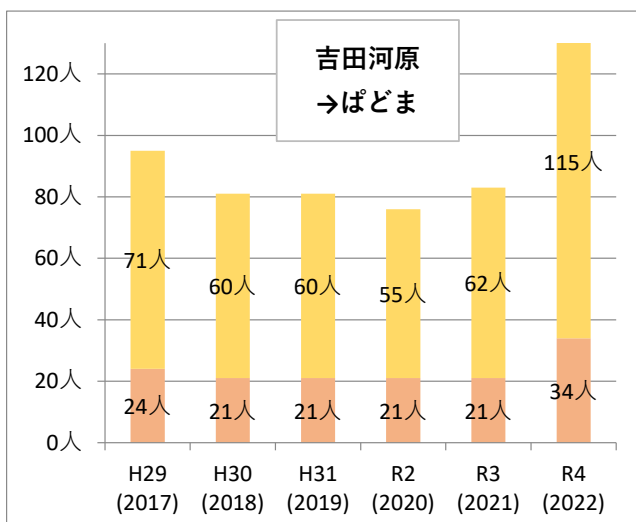
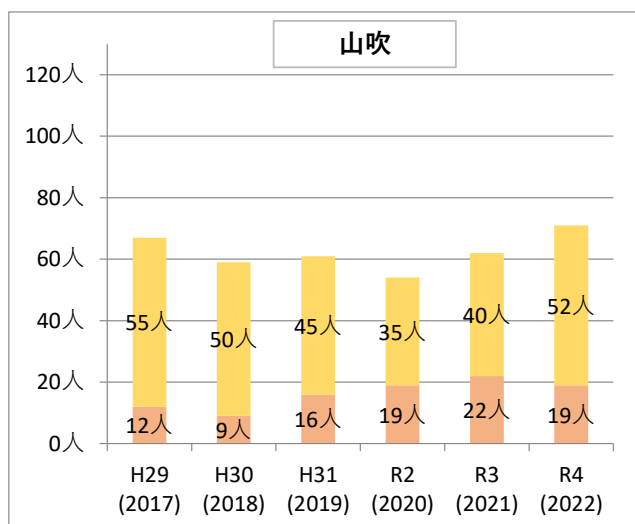
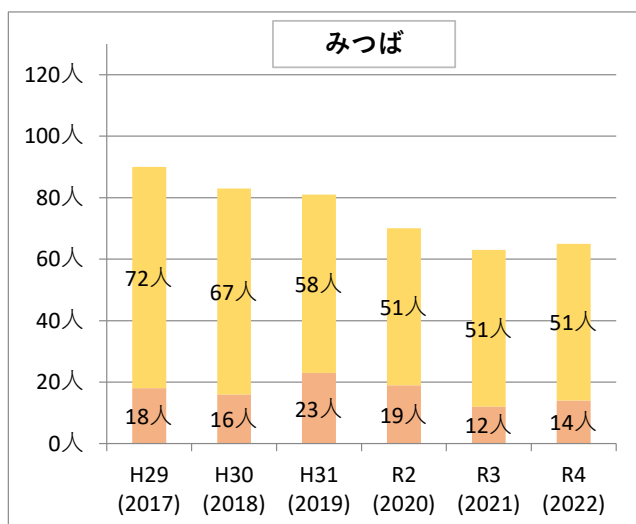
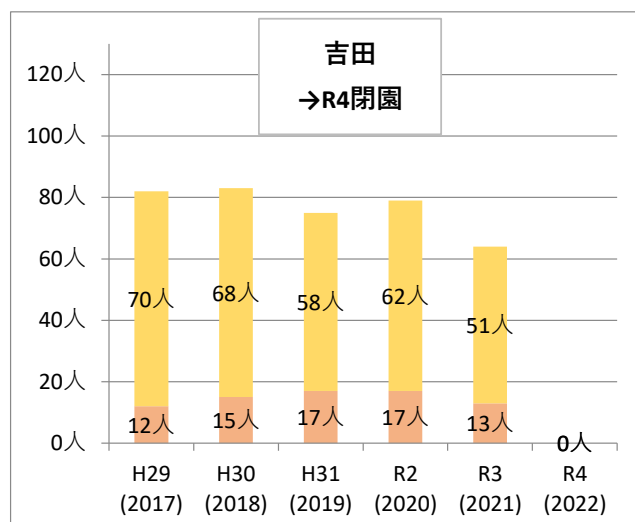
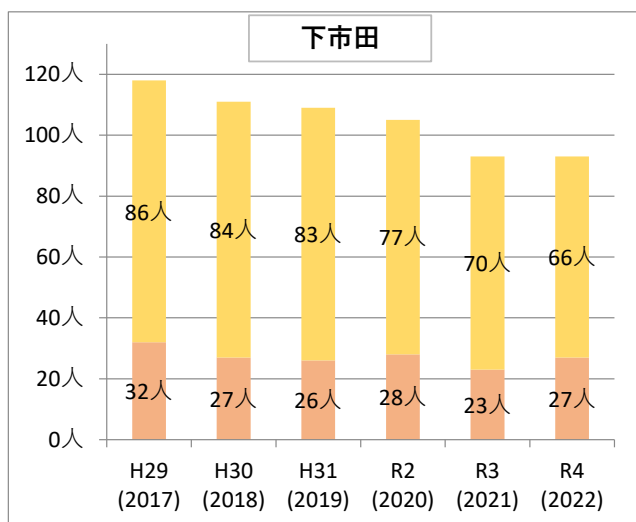
令和 5 年 4 月 新みつば保育園開園予定 萱垣会

■保育所入所数推移

(各年4月1日の状況)

		H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
下市田保育所 (定員120人)	未満児	32人	27人	26人	28人	23人	27人
	以上児	86人	84人	83人	77人	70人	66人
	計	118人	111人	109人	105人	93人	93人
吉田保育所 (定員90人)	未満児	12人	15人	17人	17人	13人	0人
	以上児	70人	68人	58人	62人	51人	0人
	計	82人	83人	75人	79人	64人	0人
みつば保育所 (定員90人)	未満児	18人	16人	23人	19人	12人	14人
	以上児	72人	67人	58人	51人	51人	51人
	計	90人	83人	81人	70人	63人	65人
山吹保育所 (定員90人)	未満児	12人	9人	16人	19人	22人	19人
	以上児	55人	50人	45人	35人	40人	52人
	計	67人	59人	61人	54人	62人	71人
吉田河原保育園 ぱどま(R4～) (定員90人)	未満児	24人	21人	21人	21人	21人	34人
	以上児	71人	60人	60人	55人	62人	115人
	計	95人	81人	81人	76人	83人	149人
町 外	未満児	7人	10人	8人	9人	12人	10人
	以上児	29人	25人	28人	29人	30人	27人
	計	36人	35人	36人	38人	42人	37人
合 計	未満児	105人	98人	111人	113人	103人	104人
	以上児	383人	354人	332人	309人	304人	311人
	計	488人	452人	443人	422人	407人	415人
人口【参考】 (住民基本台帳)	0-2歳(未満児)	288人	279人	275人	258人	239人	235人
	(入所率)	36.5%	35.1%	40.4%	43.8%	43.1%	44.3%
	3-5歳(以上児)	394人	367人	341人	313人	301人	314人
	(入所率)	97.2%	96.5%	97.4%	98.7%	101.0%	99.0%
	計	682人	646人	616人	571人	540人	549人
	(入所率)	71.6%	70.0%	71.9%	73.9%	75.4%	75.6%



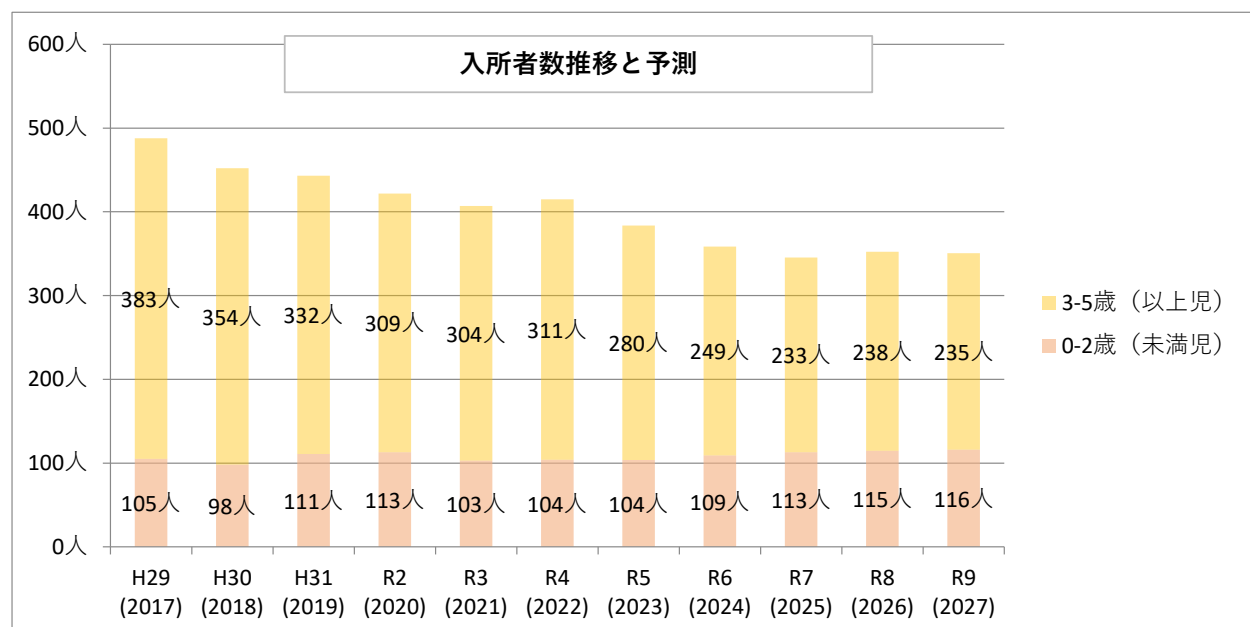
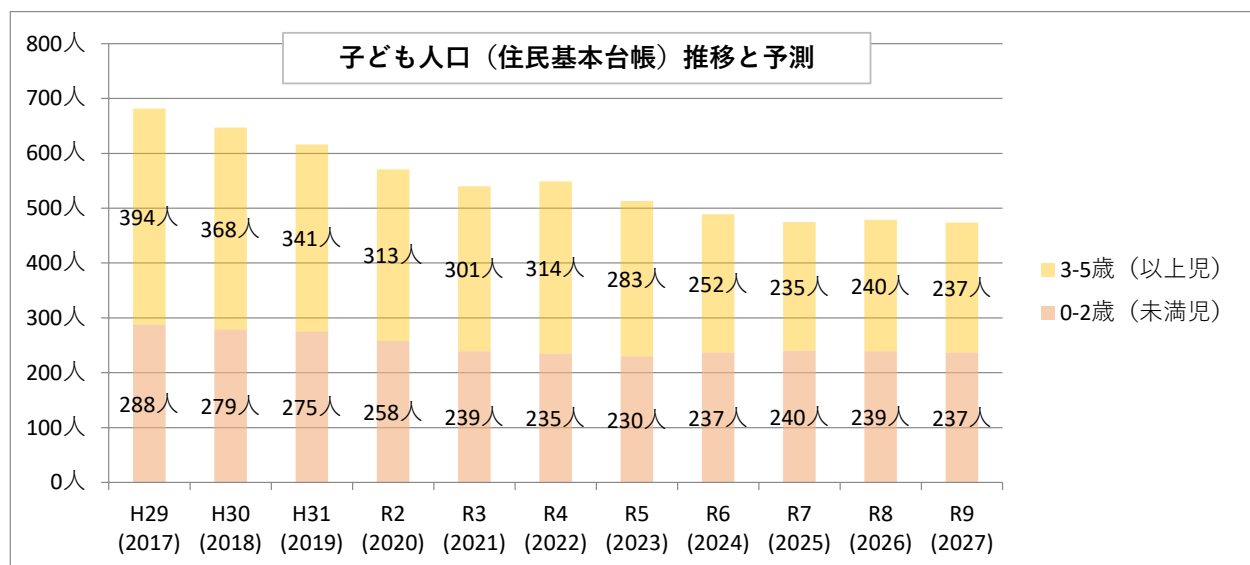


■子ども人口（住民基本台帳）推移と今後の予測（事務局作成：参考）

（各年4月1日の状況）

	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)
子ども人口（住民基本台帳）推移と今後の予測											
0-2歳（未満児）	288人	279人	275人	258人	239人	235人	230人	237人	240人	239人	237人
3-5歳（以上児）	394人	368人	341人	313人	301人	314人	283人	252人	235人	240人	237人
計	682人	647人	616人	571人	540人	549人	513人	489人	475人	479人	474人
入所者数推移と今後の予測											
0-2歳（未満児）	105人	98人	111人	113人	103人	104人	104人	109人	113人	115人	116人
3-5歳（以上児）	383人	354人	332人	309人	304人	311人	280人	249人	233人	238人	235人
計	488人	452人	443人	422人	407人	415人	384人	359人	345人	352人	351人

※注）毎年、未満児中心に途中入所30～40人程度あり



保育園定員（R4.04.01現在）

	山吹	下市田	みつば	ぱどま	計
	90	120	90	※ 155	455
	↓	↓	↓	↓	↓
	減	減	※ 120 新みつば	155	減

※新みつば 3歳以上児には1号認定15名含む

※ぱどま 3歳以上児には1号認定21名含む

年齢区分・年度別・地区別 子ども数（R4.04.01現在）

	年齢 (R4.04.01時点)	下市田	吉田	出原	大島山	上市田	牛牧	山吹	計	備考	保育園入所 (R4.04.01時点)
R4	0歳	29	20	1	5	3	6	13	77		3
R3	1歳	44	11	1	4	5	7	11	83		47
R2	2歳	31	12	0	3	2	4	23	75		53
R1	3歳	36	19	4	5	3	6	21	94		89
H30	4歳	51	23	3	4	8	6	19	114		114
H29	5歳	45	19	3	2	9	15	13	106		106
	計	236	104	12	23	30	44	100	549		412

H28	6歳	42	22	3	5	7	10	10	99		
H27	7歳	52	25	5	4	8	7	18	119		
H26	8歳	54	20	6	6	13	15	22	136		
H25	9歳	57	28	6	2	8	16	16	133		
H24	10歳	56	32	3	3	12	17	22	145		

保育園別・地区別 園児数 (R4.04.01現在)

【合計】

	下市田	吉田	出原	大島山	上市田	牛牧	山吹	計	割合
下市田保育園	89	0	1	0	0	3	0	93	22.6%
みつば保育園	4	4	0	11	19	27	0	65	15.8%
山吹保育園	0	0	0	0	0	0	70	70	17.0%
認定こども園ぱどま	62	68	9	1	1	2	4	147	35.7%
町外保育園	20	7	0	2	3	4	1	37	9.0%
計	175	79	10	14	23	36	75	412	100.0%

※町外からの受託3名（山吹1、ぱどま2）除く

【3歳以上児】

	下市田	吉田	出原	大島山	上市田	牛牧	山吹	計	割合
下市田保育園	63		1			2		66	21.4%
みつば保育園	3	4		9	15	20		51	16.5%
山吹保育園							51	51	16.5%
認定こども園ぱどま	47	54	9		1	1	2	114	36.9%
町外保育園	15	4		1	3	4		27	8.7%
計	128	62	10	10	19	27	53	309	100.0%

※町外からの受託2名（山吹1、ぱどま1）除く

【3歳未満児】

	下市田	吉田	出原	大島山	上市田	牛牧	山吹	計	割合
下市田保育園	26					1		27	26.2%
みつば保育園	1			2	4	7		14	13.6%
山吹保育園							19	19	18.4%
認定こども園ぱどま	15	14		1		1	2	33	32.0%
町外保育園	5	3		1			1	10	9.7%
計	47	17	0	4	4	9	22	103	100.0%

※町外からの受託1名（ぱどま1）除く

保育園別・地区別 園児割合 (R4.04.01現在)

【合計】	175	79	10	14	23	36	75
	下市田	吉田	出原	大島山	上市田	牛牧	山吹
下市田保育園	50.9%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	8.3%	0.0%
みつば保育園	2.3%	5.1%	0.0%	78.6%	82.6%	75.0%	0.0%
山吹保育園	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	93.3%
認定こども園ぱどま	35.4%	86.1%	90.0%	7.1%	4.3%	5.6%	5.3%
町外保育園	11.4%	8.9%	0.0%	14.3%	13.0%	11.1%	1.3%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

【3歳以上児】	128	62	10	10	19	27	53
	下市田	吉田	出原	大島山	上市田	牛牧	山吹
下市田保育園	49.2%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	7.4%	0.0%
みつば保育園	2.3%	6.5%	0.0%	90.0%	78.9%	74.1%	0.0%
山吹保育園	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	96.2%
認定こども園ぱどま	36.7%	87.1%	90.0%	0.0%	5.3%	3.7%	3.8%
町外保育園	11.7%	6.5%	0.0%	10.0%	15.8%	14.8%	0.0%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

【3歳未満児】	47	17	0	4	4	9	22
	下市田	吉田	出原	大島山	上市田	牛牧	山吹
下市田保育園	55.3%	0.0%	#DIV/0!	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%
みつば保育園	2.1%	0.0%	#DIV/0!	50.0%	100.0%	77.8%	0.0%
山吹保育園	0.0%	0.0%	#DIV/0!	0.0%	0.0%	0.0%	86.4%
認定こども園ぱどま	31.9%	82.4%	#DIV/0!	25.0%	0.0%	11.1%	9.1%
町外保育園	10.6%	17.6%	#DIV/0!	25.0%	0.0%	0.0%	4.5%
計	100.0%	100.0%	#DIV/0!	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%